平成２１年（フ）第４５４号
佐賀県佐賀市南佐賀３丁目２番18号
債務者　北村　　薫（旧姓友原）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６１号
佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1510番地
債務者　西日本新聞エリアセンター江見こと和田　昌彦
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６４号
佐賀県鳥栖市田代新町126番地４
債務者　髙尾　　孝
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９６号
佐賀県佐賀市多布施１丁目９番７号
債務者　大槻　恵子（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９７号
佐賀県佐賀市鍋島町大字蛎久１番地
債務者　菖蒲　正昭
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０４号
佐賀県鳥栖市曽根崎町1132番地１
債務者　長野　　宏
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０５号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀1151番地３
債務者　鶴田　有介
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０７号
佐賀県佐賀市開成１丁目４番207―24号
債務者　坂本　鹿文
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１３号
佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2582番地３
債務者　山田　一徳
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２４号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原5652番地
債務者　立石美由紀（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９３号
神奈川県横須賀市衣笠町16番４号
債務者　大井　洋平
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３０４号
神奈川県横須賀市林５丁目２番38号
債務者　佐藤　和代（旧姓森）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３１０号
神奈川県横須賀市グリーンハイツ６番１―303号
債務者　太田　恵子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３１７号
神奈川県横須賀市阿部倉15番14号
債務者　臼井　智美
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１１９号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲2639番地２　グリーンパレス長洲101号
債務者　宮内　順子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第５９９号
青森市岡造道３丁目18番８号
債務者　館山真樹子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７５４号
川崎市多摩区宿河原７丁目13番２―406号　市営住宅
債務者　望月美智也
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第９２１号
熊本市小山３丁目２番52号
債務者　園田　義喜
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部